

令和2年度小樽商科大学大学院商学研究科（現代商学専攻） 研究生 出願要項（日本人学生用）

本大学院において、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、本大学院の研究及び授業に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可する。

1. 出願要件

- (1) 日本において、修士の学位を有する者及び令和2年3月までに学位を授与される見込みの者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

2. 出願期間

- (1) 4月入学 令和2年2月25日（火）から2月28日（金）まで（必着）
- (2) 10月入学 令和2年8月17日（月）から8月20日（木）まで（必着）
受付時間 9時から16時まで

3. 出願手続

- (1) 出願書類等（*印は、本学所定の用紙）

書類等	提出者	摘要
*出願願書	全員	出願前3か月以内に撮影した写真を貼ること。
*履歴書	全員	
修了（見込み）証明書	全員	在籍又は出身学校長等が証明したもの。
検定料	全員	9,800円（10月入学分については予定額）：普通為替証書（郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行発行）にし、受取人指定欄等一切記入しないこと。 ※持参手続の場合のみ現金納付可

- (2) 提出先

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号
小樽商科大学教務課大学院係

- (3) 提出方法

志願者は、出願書類等を取りそろえ、提出先に持参又は郵送（書留）とすること。

- (4) 身体に障がいをもつる研究生出願者との事前相談

研究生を志願する者で、身体に障がい（別紙「学校教育法施行令第22条の3に定める身体障害の程度」参照）のある出願者は、出願開始日から起算して1週間前までに教務課大学院係に申し出ること。

4. 研究期間

研究期間は、6か月以上1年以内とする。ただし、研究期間延長願を提出した者については、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

5. 選考方法

入学者の選考は、提出された書類等により行い、その結果を本人に文書で通知する。

6. 入学料及び授業料

入学料 84,600円（合格通知後、指定した期日までに納付すること。）

授業料 月額29,700円

- ・4月入学者は、3月31日（火）までに前期分授業料（6か月分 178,200円）を、9月30日（水）までに後期分授業料（6か月分 178,200円）を前納すること。
- ・10月入学者は、9月30日（水）までに後期分授業料（6か月分 178,200円）を前納すること。

注：上記の納付額は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用される。

7. その他

- (1) 出願する場合は、指導教員の内諾を得ておくこと。
- (2) 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても還付しない。ただし、入学手続き終了者が、3月31日（火）まで（10月入学は、9月30日（水）まで）に入学を辞退した場合には、当該授業料相当額を返還する。
- (3) 照会等は、小樽商科大学教務課大学院係に行うこと。

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

TEL 0134-27-5246 FAX 0134-27-5243

障害の種別	身 体 障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可 能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用に よっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢 体 不 自 由 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における 基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的 観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態 が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
そ の 他	上記以外で、受験上、修学上特別の配慮を必要とする程度の機能障害を有する もの

(学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に準拠した。)